

香川県新型コロナウイルス対策本部設置要綱

(目的)

第1条 県民生活に重大な影響を及ぼす恐れのある新型コロナウイルスの感染の拡大防止をするとともに、安全で安心な県民生活の確保を図るため、香川県新型コロナウイルス対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 対策本部は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 患者等の情報の収集に関すること。
- (2) 患者等の医療の確保に関すること。
- (3) 感染経路の究明に関すること。
- (4) 感染拡大の防止に関すること。
- (5) 社会機能・経済活動の維持に関すること。
- (6) その他感染防止対策の推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 対策本部は本部長、副本部長及び本部員をもって組織し、別表に掲げる職にある者をもってあてる。

- 2 本部長は、対策本部を代表し、会務を総理する。
- 3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 4 事務局長は、健康福祉部長の職にある者をもってあてる。

(会議)

第4条 対策本部の会議は、必要に応じて本部長が招集する。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、関係者を会議に参加させ意見を求め、若しくは状況等を聴取することができるものとする。

(幹事会)

第5条 対策本部の事務を補助するため、対策本部に幹事会を置くことができる。

(庶務)

第6条 対策本部の庶務は、健康福祉部健康福祉総務課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱の定めるもののほか、対策本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年2月27日から施行する。

別表（第3条関係）

対策本部構成員（17）

区 分	職 名
本部長 副本部長 本部員	知事 副知事 審議監 政策部長 総務部長 知事公室長 危機管理総局長 環境森林部長 健康福祉部長 商工労働部長 交流推進部長 農政水産部長 土木部長 会計管理者 病院事業管理者 教育長 警察本部長